

令和6年度広島県困難な状況にある女性の相談窓口周知に向けたWEB広告実施・分析業務
公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、「令和6年度広島県困難な状況にある女性の相談窓口周知に向けたWEB広告実施・分析業務」における受託候補者を選定するために、公募型プロポーザルの審査に関する事項を定めるものである。

2 審査方法

(1) 審査会

ア 令和6年度広島県困難な状況にある女性の相談窓口周知に向けたWEB広告実施・分析業務公募型プロポーザル選定委員会委員(以下「委員」という。)が、提案の内容を総合的に審査するため、審査会を開催する。

イ 審査会では、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングを行うものとする。

ウ 審査会は委員の過半数が出席しなければならない。

(2) 審査方法

ア 提案書及び提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた評価基準に従い、各委員が項目ごとに評価を付し、選定委員会が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

イ 審査項目は、別紙「令和6年度広島県困難な状況にある女性の相談窓口周知に向けたWEB広告実施・分析業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

ウ 評価点は、次表のとおり絶対評価による5点満点とし、審査項目ごとに係数を乗じて点数を定める。

評価	劣っている	やや劣っている	普通	やや優れている	優れている
配点	1	2	3	4	5

エ 同点により、合計が一番高い者が複数ある場合は、全委員の多数決により第一順位を決定する。

また、多数決において同数の場合は、成功報酬率が低いものとする。

オ 基礎点において、全委員の合計点が、最低基準点の360点(満点(600点)の6割)に満たない提案は選定しない。

カ 全委員が「劣っている」と評価した項目が2項目以上あった提案事業者は失格とする。

キ 提案事業者が一者である場合も評価を行い、2(2)オのとおりとする。